

観音寺市電子入札運用基準

1 趣旨

この運用基準は、法令、観音寺市契約規則（平成 17 年観音寺市規則第 52 号）その他関係規程に定めるもののほか、観音寺市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等（以下「案件」という。）を、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して発注する場合の手続等について定める。

2 電子入札システムについて

(1) 電子入札システムについて

電子入札システムは、入札（見積合わせを含む。以下に同じ。）に関する手続について、発注案件情報の公表、入札参加申請の受付、入札参加者への通知、入札書の提出、開札、落札者決定、入札結果の公表等、一連の手続をインターネットを利用して電子的に行うものである。

(2) 電子入札の対象案件

案件の発注に当たって、(1)による入札（以下「電子入札」という。）で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、11(1)又は(2)による場合を除き、紙による申請書（添付書類を除く。）及び入札書の提出は認めない。

(3) 電子入札システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、次のとおりとする。ただし、電子入札システムの保守、点検等のため必要が生じた場合は、利用者への事前予告を行うことなく、運用の停止又は中断を行うことがある。

運用時間：午前 8 時から午後 10 時まで（観音寺市の休日を定める条例（平成 17 年観音寺市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含む。）

3 登録案件

(1) 各受付期間等の設定

開札予定日時は、原則として入札書提出締切日時の翌日（翌日が休日に当たる場合は、その翌日）とする。ただし、案件により異なる場合は、その旨を指名通知書又は告示において通知する。なお、内訳書開封予定日時は、内容確認に要する時間を勘案して開札予定日時前に設定する。

その他の期間等の日時設定については、各入札方式とも従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）における運用に準ずる。

(2) 登録事項の変更

登録した案件について、市の錯誤等があり入札手続を継続できない場合は、その案件を中止し、新規案件として登録し、再度の通知又は公示を行う。この場合は、

電子入札システムにより入札手続を中止した旨を通知するとともに、既に申請書等を提出している入札参加者に対しては、電話等の方法による連絡を行うものとする。

(3) 紙入札への切替時の処理

特別の事情により入札手続ができないと契約担当者が判断した場合は、入札の中止又は紙入札への変更を行う。この場合は、電子入札システムにより入札手続を中止した旨を通知する。なお、電子入札システムによる通知ができない場合は、電話等の方法により連絡する。

4 入札参加申請書等の取扱い

(1) 有効な入札参加申請書等

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書等の参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）は、原則として電子入札システムにより入札参加者から入札参加申請書受付締切日時までに提出されたもののみを有効として取り扱う。

(2) 申請添付資料の提出方法

制限付き一般競争入札の場合、入札参加申請書提出の際に求める資料は、原則として電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札参加申請書に添付する方法により提出すること。

なお、電子ファイルの容量が2MBを超える場合は、電子入札システムによる添付ができないので、全ての申請添付資料を紙による提出とする。

5 工事費内訳書等

(1) 工事費内訳書の提出方法

工事費内訳書（押印不要）は電子ファイルとして作成し、電子入札システムにて入札書に添付する方法により提出すること。なお、(5)に定める場合及び契約担当者が指示した場合を除き、持参による提出は認めない。

(2) 工事費内訳書の作成方法

工事費内訳書は、指定する様式に入力して作成すること。

(3) 技術提案書の提出方法

総合評価落札方式による入札の場合で、技術提案書の提出が必要なときは、入札書の送信時に技術提案書を添付して送信すること。なお、(5)に定める場合を除き、持参による提出は認めない。

(4) コンピューターウィルス対策について

入札参加者は、コンピューターウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の対策を講ずること。

ウィルス対策用アプリケーションソフトの種類は問わないが、常に最新のパターンファイルを適用し、工事費内訳書等を提出する前に必ずウィルス感染チェックを行うこと。

入札参加者から提出された工事費内訳書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、ウィルスに感染している旨をその入札参加者

に電話等の方法で連絡し、原則として持参により提出するよう指示するものとする。

(5) 持参の場合の提出方法

工事費内訳書等を持参により提出するよう指示を受けた場合は、入札書提出締切日時までに記名押印した工事費内訳書等を封緘して、契約担当者へ持参すること。この場合の提出方法は、11(7)に定める方法による。

6 辞退

(1) 入札書提出前の辞退

入札書を提出するまでは、電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができるものとする。

(2) 入札書提出後の辞退

電子入札システムによる入札書提出後の辞退は、原則として認めない。

(3) 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

7 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行う。ただし、紙入札による参加者がいる場合は、契約担当者の開札宣言後、紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから入札書の開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

電子入札案件については、原則として入札者の立会いは行わないものとする。ただし、紙入札による参加者がいる場合において、立会いを希望する入札者がいるときは、その者を立ち会わせて開札を行うことができるものとする。

(3) くじの実施

落札となるべき同価の入札をした入札者が2名以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじの方法により落札者を決定する。

(4) 電子くじの方法

入札者は、入札時に3桁の「くじ申込番号」を入力するものとし、電子くじを実施する場合は、「くじ申込番号」を基に電子入札システムにより無作為に決定される「くじ番号」によって落札者を決定する。なお、入札時に「くじ申込番号」の入力が省略された場合は、「000」と入力されたものとみなし、電子入札システムが「くじ番号」を決定する。

(5) 開札が遅延した場合の対応

開札予定日時から落札者決定通知書、再度入札通知書等の発行までに著しく時間を要する場合は、入札参加者に対し電子入札システムにより情報提供を行う。

(6) 開札の延期

開札の延期する場合は、入札参加者に対し電子入札システムにより開札を延期する旨を通知する。

(7) 入札結果の公表

開札を行った場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知する。また、入札結果については閲覧に供するほか、市ホームページ及び電子入札システムにおいて公表する。

8 再度入札

(1) 再度入札の実施

予定価格を事後公表とした競争入札の案件で、入札参加者の入札価格が予定価格の範囲内にはないときは、再度入札を行う。なお、再度入札を行う場合は、原則として初回の開札の翌日（翌日が休日に当たる場合は、その翌日）に開札を行うものとする。

(2) 再度入札における入札書提出締切日時

再度入札の受付は、電子入札システムにおいて、再度入札通知書を発行してから翌日（翌日が休日に当たる場合は、その翌日）の9時を原則とするので、この間は再度入札を受け付ける。ただし、当該案件において特別の定めがある場合は、その定めによるものとする。

9 不落随契の不実施

不落随契（開札の結果、落札者がいない場合の随意契約をいう。）は、原則として実施しないものとする。

10 入札参加者の利用者登録及び電子証明書の取扱い

(1) 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者が初めて電子入札システムを利用する場合（登録済み事項の変更の場合を含む。）及び新たに電子証明書（電子入札システムの利用に必要なＩＣカード等をいう。以下同じ。）を取得した場合は、電子入札システムにて利用者登録を行うこと。

(2) 電子証明書

電子証明書は、市に対し入札参加資格審査申請を行い、企業ＩＤ及びパスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義のものに限る。

(3) 特定建設工事共同企業体における電子証明書の取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）は、その代表構成員の代表者が取得し、その代表構成員が単体企業用として電子入札システムに登録した電子証明書を使用して電子入札を行う。したがって、特定ＪＶ用としての利用者登録の必要はない。

なお、特定ＪＶとしての応札に当たっては、特定ＪＶの各構成会社の代表者から代表構成員の代表者に対する入札及び見積りに関する権限についての委任がなさ

れている旨の委任状を契約担当者に提出する必要がある。

(4) 利用者登録についての留意事項

ア 電子証明書の紛失、失効、閉塞又は破損があった場合は入札に参加できないため、予備の同一名義人の電子証明書を準備しておくことを推奨する。

イ 「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント業務」のそれぞれの入札に参加する場合は、電子証明書が共用できないため、それぞれで電子証明書の取得が必要である。

(5) 電子証明書の不正使用等の取扱い

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合は、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めない。落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約を締結しないものとする。

〈不正に使用等した場合の例示〉

- ・他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ・代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加した場合

(6) 電子証明書の有効期限

有効期限の切れた電子証明書では、入札に参加できない。また、電子入札システムに登録済みの電子証明書の有効期間の残存期間が2週間以内の場合は、入札事務に支障を生じるおそれがあるため、指名業者として選定しないことがある。したがって、有効期限の2週間前までに電子証明書の更新を行うこと。

11 紙入札での参加を認める基準

(1) 当初から紙入札での参加を認める基準

入札参加者は、電子入札案件については紙入札を行うことはできない。ただし、入札参加者が電子入札の手続を開始する前において、次のアからウまでのいずれかに該当し、契約担当者がやむを得ないと認めた場合に限り、紙入札での参加を認める。

ア 企業名又は代表者の変更により、電子証明書再取得の手続中であって、当該手続中であることが証明できる場合

イ 電子証明書の閉塞、破損、紛失等により、電子証明書再取得の手続中であって、当該手続中であることが証明できる場合

ウ 通信機器の不具合（電子計算機の故障や電気通信回線の障害）が発生し、入札参加申請、入札等の締切期限までに復旧が見込めない場合において、電子入札システムに電子証明書が登録（利用者登録）されていることが確認できる場合

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

入札参加者は、電子入札の手続を開始した後、(1)アからウまでのいずれかに該当したことにより、紙入札への変更を求めた場合において、契約担当者がやむを得ないと認めた場合に限り、紙入札への変更を認める。

(3) 紙入札に移行する場合の取扱い

契約担当者は、(2)の規定により紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について速やかに紙入札により入札に参加する業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札による作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に電子入札システムにより手続が開始され書類等の送受信がある場合は、有効なものとして取り扱う。

(4) 紙入札方式参加承諾申請書の提出

入札参加者は、(1)又は(2)により紙入札での参加承諾を受けようとする場合は、紙入札方式参加承諾申請書(様式第1号)((1)ア又はイに該当するものとして契約担当者の承諾を受けようとする場合は、電子証明書再取得の手続中であることが分かる書面の添付が必要。)を契約担当者に提出しなければならない。この場合は、契約担当者に対し当該承諾を受けようとする旨を口頭により事前に通知し、入札書提出締切日時までに当該申請書を提出すること。

(5) 紙入札方式による場合の入札書等

紙入札の入札書(様式第2号)は記名押印し、(4)の申請書と併せ当該案件の入札書提出締切日時までに契約担当者に提出すること。なお、入札書は封緘し、その封筒には「市長宛て」、「入札書在中」、「案件名」及び「入札者の氏名(法人にあっては、その商号)」を記載すること。

(6) 紙入札におけるくじ申込番号の記載

(5)の入札書には3桁の「くじ申込番号」を記載するものとし、「くじ申込番号」を記載していないときは「000」と記載したものとみなす。

(7) 紙入札の場合による添付書類の提出方法

(1)又は(2)の紙入札における入札書に工事費内訳書等の添付書類を要する場合は、記名押印した当該工事費内訳書を(5)の入札書とは別に封緘し、その封筒には「市長宛て」、「工事費内訳書在中」、「案件名」及び「入札者の氏名(法人にあっては、その商号)」を記載し、(4)の申請書及び(5)の入札書と併せ当該案件の入札書提出締切日時までに契約担当者に提出すること。

(8) 紙入札移行後の辞退

契約担当者に(4)の承諾を受けた場合の辞退は、6の規定を準用する。この場合は、6(1)中「電子入札システムにより入札辞退届」とあるのは「(4)の申請書と併せ入札辞退届(様式第3号)」に、6(2)中「電子入札システムによる入札書」とあるのは「入札書(様式第2号)」と読み替える。

(9) 紙入札移行後の入札等の中止又は延期

契約担当者は、(1)又は(2)により紙入札へ移行した後に入札を中止又は開札を延期する場合は、電話等の方法により入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

(1) 入札参加者側の障害の場合

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告が入札書提出締切日時の24時間前までにあった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査、確認を行うものとする。調査、確認の結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延期）を行う。ただし、電子証明書の紛失又は破損、電子計算機の不具合等、入札参加者の責任による障害であると認められる場合は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延期）は行わない。

- ・天災の場合
- ・広域、地域的停電が発生した場合
- ・プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害である場合
- ・その他時間延長が妥当であると認められた場合

変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合は、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。この場合は、その通知書に開札日時決定後に再度変更通知書を送信する旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合に、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。

(2) 電子入札システム又は市側の障害の場合

電子入札システム、市側のシステム等に障害が発生し、発注者又は入札参加者が利用できない場合は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行う。この場合は、電話等の方法により入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合は、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。この場合は、その通知書に開札日時決定後に再度変更通知書を送信する旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合に再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。

なお、電子入札システムが長期にわたり利用できない場合は、紙入札に切り換えるものとし、電話等の方法により入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

観音寺市長 宛て

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

紙入札方式参加承諾申請書

下記理由により電子入札システムによる入札に参加できないため、観音寺市電子入札運用基準 11 の規定に基づき、紙入札方式での参加承諾を受けたいので、申請します。

記

案件名 _____

電子入札システムによる入札に参加ができない理由

(注) 観音寺市電子入札運用基準 11(1)ア又イの規定によりこの申請書を提出する場合は、電子証明書再取得の途中でであることが分かる書面(電子証明書発行申込書の写し等)を添付すること。

入 札 書

1 案件名 _____

2 入札金額（税抜き）

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

観音寺市契約規則及び入札心得、仕様書、図面その他の入札条項等を承知の上、入札します。

年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

く じ 申 込 番 号			
----------------	--	--	--

観音寺市長 宛て

- 備考
- 1 入札金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに、頭書に ㍷ の記号を付記すること。
 - 2 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き）で記入すること。
 - 3 入札金額は、千円未満の端数を認めない。
 - 4 くじ申込番号は任意の 3 桁を記入すること。空欄の場合は「000」と記入されたものとみなす。

様式第 3 号

入 札 辞 退 届

案件名

このたび、上記案件の指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

観音寺市長 宛て